

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、埼玉東部消防組合（以下「消防組合」という。）の行政運営への住民等の参画を図り、もって公正で開かれた消防行政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) **パブリックコメント手続** 消防組合の重要な政策又は制度の策定をする過程において、案の段階で、内容等の必要な事項を公表し、住民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）を広く募集し、寄せられた意見等に対する考え方を公表するとともに、その意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。

(2) **実施機関** 消防組合の管理者、消防局長及び監査委員をいう。

(3) **住民等** 次に掲げるものをいう。

ア 加須市、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町（以下「組合市町」という。）に住所を有する者

イ 組合市町に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 組合市町に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 組合市町に存する学校に在籍する者

オ パブリックコメント手続の対象となる事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる重要な政策等（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 消防組合の施策に関する重要な計画の決定又は変更

(2) 次に掲げる条例の制定又は改廃

ア 消防組合の重要な制度を定める条例

イ 住民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭の徴収に関する条例を除く。）

2 前項に規定する政策等の策定が次に掲げる事由に該当するときは、パブリックコメント手続を

実施しないことができる。

- (1) 政策等の策定が迅速又は緊急を要する場合
- (2) 政策等の策定の内容が軽微なものである場合
- (3) 政策等の策定の内容が実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 政策等の制定にあたって、法令等により同様の手続が制度化されている場合
- (5) 実施機関において、政策案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関又はこれに類する機関がパブリックコメント手続を経て行った意思決定と実質的に同じ内容の意思決定を行う場合

3 実施機関は、前2項の規定にかかわらず、パブリックコメント手続を行うことが適当であると認めるときは、この要綱に定める手続を行うことができる。

（公表の時期及び資料）

第4条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる場合（同条第2項の場合を除く。）は、当該政策等の策定の意思の決定前に、政策等の案を公表するものとする。

2 前項の規定により政策等の案の公表をするときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案の概要
- (3) 政策等の案に関する資料

3 前2項の規定による公表は、久喜消防署、加須消防署、幸手消防署、白岡消防署、杉戸消防署、宮代消防署（以下「各消防署」という。）での閲覧及び消防組合のホームページへの掲載により行うものとする。

（手続の周知）

第5条 実施機関は、前条の規定により政策等の案の公表を開始する日前に、次に掲げる事項を各消防署での閲覧及びホームページへの掲載により当該パブリックコメント手続の実施について周知するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案の公表の時期及び方法
- (3) 政策等の案に対する意見の提出期間及び方法

（意見等の提出）

第6条 実施機関は、政策等の案の公表の日から30日以上期間を設けて、政策等の案についての

意見等の提出を受けるものとする。ただし、当該期間を設けることができない特別な事情があるときは、この限りでない。

2 意見等の提出方法は、実施機関への書面の持参、郵便、電子メール、ファクシミリ等実施機関が指定する方法により行うものとする。

3 意見等を提出しようとする住民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）並びに連絡先を明らかにしなければならない。

（意見等の考慮）

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を十分に考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表しなければならない。

3 実施機関は、提出された意見等を考慮し、政策等の案を修正して意思決定を行ったときは、その修正内容及び理由を公表しなければならない。ただし、埼玉東部消防組合情報公開条例（平成25年埼玉東部消防組合条例第7号）第7条各号に掲げる情報に該当するものはこの限りでない。

4 前2項の規定による公表の方法については、第4条第3項の規定を準用する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施について必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある政策等については、この要綱の規定を適用しない。